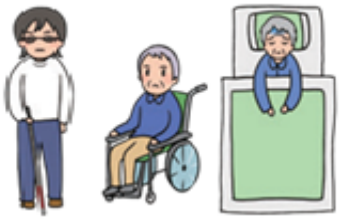
避難行動要支援者支援制度のご案内



避難行動要支援者支援制度とは？

災害時に在宅で生活されている方のうち、自力での避難が難しい方を、市が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載し、住所や氏名、年齢などの個人情報をお住いの地域の避難支援者（自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会）に提供し、隣近所が助け合う速やかな避難につなげることを目的とした制度です。災害時の避難に不安がある方は、裏面のお問い合わせ先へご相談ください。

避難行動要支援者支援制度のしくみ



避難行動への支援を必要とする方

災害時に、自力で安全な場所に避難することが難しい方。
※対象となる方の詳細は裏面を参照ください。

Step 1 市役所に相談・同意



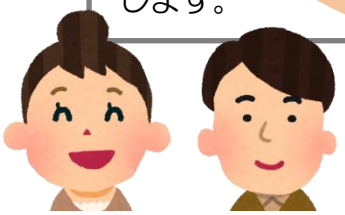
市役所

Step 2 住所・氏名など必要な情報を自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会などの避難支援等関係者に提供します。

名簿の提供

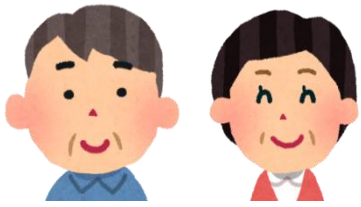
Step 3 避難支援等関係者が、近隣に住む方などと連携して、災害時の安否確認や避難行動の支援に協力します。

災害時の避難行動支援



近隣住民など

連 携



避難支援等関係者（自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会）

避難行動要支援者支援制度の対象となる方

災害時に、自力で安全な場所への避難が難しく、在宅で生活されている方が対象です。たとえば･･･

① 介護保険法の要介護３以上の方
② 身体障害者手帳１級、２級の方
③ 療育手帳Ａ１、Ａ２の方
④ 精神障害者保健福祉手帳１級の方
⑤ ７０歳以上の一人暮らし、もしくは世帯全員が７０歳以上の方
⑥ 難病指定を受けている方、医療機器を使用している方

そのほかの理由で、避難行動要支援者名簿への掲載を希望される方は、お問い合わせ先へご相談ください。



よくあるご質問

Ｑ１．制度に登録するにはどうしたらよいですか。

➥ Ａ．制度の対象となる方は、福祉総務課までお申し出ください。意向調査書と返信用封筒を送付しますので、意向調査書に必要事項を記入しご返信ください。

Ｑ２．登録するとどうなるのですか。

➥ Ａ．氏名や住所、電話番号等の情報を、避難行動要支援者名簿に掲載し、お住いの地域の避難支援等関係者に提供します。

Ｑ３．制度に登録すれば、災害時の避難に必ず支援が受けられますか。

➥ Ａ．この制度は、地域による助け合いで行われる支援であり、必ず支援を受けられることを保証するものではありません。また、避難支援等関係者や近隣の協力くださる方は法的な責任や義務を負うものではありません。

Ｑ４．個人情報の取り扱いはどうなるのですか。

➥ Ａ．名簿情報は守秘義務が課され、避難支援のみに利用するなど適正な管理をお願いしています。

＜お問い合わせ先＞
大和市役所　あんしん福祉部　福祉総務課　地域福祉係
電話　０４６－２６０－５６０４

2026.04